

令和4年度「増館農村センター」に係る事業報告書等評価結果

増館農村センターについては、増館町内会が指定管理者として施設の管理運営を行っています。

令和4年度の事業報告書等に基づき、指定管理者による施設の管理運営状況について確認、検証し、下記のとおり評価しました。

評価実施日 令和5年7月11日

施設名	増館農村センター
設置目的	農村におけるコミュニティ活動を強化し、地域住民の連帯感の醸成を図り、住みよい環境づくりのため、農村センターを設置する。
所在地	青森市浪岡大字増館字富岡140番地2
指定管理者	【名称】増館町内会 【代表者】会長 須藤 章輝 【住所】青森市浪岡大字増館字宮元100番地1
指定期間	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）

評価項目	検証結果	評価結果	
		適正	要改善
管理について	法定検査を定期的に実施しているほか、常に施設の点検・清掃が行われている。また、事故防止に向けた取組みとして、防災計画の策定や、消火訓練等も実施されている。	○	
運営について	利用許可については、申請順に許可し、施設の平等利用が確保されており、要望・苦情に対しては、迅速な対応に努め、検討を要する内容のものについては協議会で審議し、また市とも協議しながら対応している。	○	
事業実施結果について	地域の農業団体や町内会等での交流の場として施設利用がなされ、地域コミュニティーの促進に努めている。	○	
収支決算書について	指定管理料以外の経費混入はなく、予算と決算の乖離も見られない。	○	

【総合評価】

施設の管理運営状況、事業実施状況、収支決算書については、適正であると評価され、今後も引き続き適切な管理運営に努めていただきたい。

【改善が必要な項目についての指導等及び改善策】

【担当課】 農林水産部農地林務課
【電話】 0172-62-1179（直通）
【メール】 nouchi-rimmu@city.aomori.aomori.jp